

## 北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地震発生時における住宅及び建築物等の倒壊等による災害を防止するため、予算の範囲内で住宅及び建築物の耐震診断、耐震設計、耐震改修工事監理、耐震改修工事及びブロック塀等除却工事に要する費用の一部を補助することにより、震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「住宅」 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分をいう。
- 二 「共同住宅」 共同住宅、長屋、その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 三 「木造住宅」 在来軸組構法、伝統的構法及び枠組み壁工法で建築された木造の一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの）を含む。なお、耐震改修後に住宅以外の用途に転用されるものを含む。
- 四 「耐震シェルター等」 地震による住宅の倒壊から生命を守るための装置で、国、地方公共団体等により一定の評価を受けた耐震シェルター及び防災ベッド、その他市長が認めるものをいう。
- 五 「ブロック塀等」 コンクリートブロック造の塀、石造、れんが等による組積造の塀その他これに類する塀で道路に面するものをいう。
- 六 「分譲マンション」 2以上の区分所有者（建物の区分所有者等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。以下同じ。）を有するものをいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの）を含む。
- 七 「賃貸マンション」 共同住宅のうち、木造住宅及び分譲マンションを除いたもので、賃貸の用に供する2戸以上の住戸を有するものをいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの）を含む。
- 八 「特定建築物」 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第14条各号に該当する既存耐震不適格建築物をいう。
- 九 「大規模特定建築物」 特定建築物のうち、耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する既存耐震不適格建築物に該当する要緊急安全確認大規模建築物をいう。
- 十 「耐震診断」 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士（「要緊急安全確認大規模建築物」にあつては、「耐震改修促進法施行規則」第5条第1項の規定に該当する者）が、別に定める補助金交付要領別表中の基準により、住宅及び建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
- 十一 「耐震設計」 耐震診断の結果、耐震改修の必要性が認められるものについて、地震に対する安全性の向上を目的として行う補強計画（耐震判定機関による評価を含む）及び実施設計をいう。
- 十二 「耐震改修工事監理」 耐震改修工事に係る工事監理をいう。
- 十三 「耐震改修工事」 耐震設計に基づき行う工事をいう。
- 十四 「ブロック塀等除却工事」 ブロック塀等の全部あるいはその一部を除却する工事をいう。

いう。

- 十五 「管理組合」 分譲マンションの管理を行う区分所有法第3条又は第65条に規定する団体をいう。
- 十六 「所有者等」 所有者もしくは所有者の同意を得て補助対象事業を行う者、又は分譲マンションの管理組合をいう。
- 十七 「高齢者等」 次のいずれかに該当するものをいう。  
ア) 65歳以上の者。  
イ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者。  
ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。  
エ) 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）及び福岡県療育手帳交付要綱により療育手帳の交付を受けている者。
- 十八 「施工業者等」 所有者等との委託又は請負契約により、補助対象事業を行う事業者をいう。
- 十九 「暴力団」 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- 二十 「暴力団員」 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- 二十一 「大規模な事業者」 資本金の額もしくは出資の総額が3億円を超える会社、又は常時使用する従業員の数が300人を超える会社及び個人をいう。
- 二十二 「耐震判定機関」 地方公共団体などで構成する、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会の参加団体のうち、耐震判定委員会を設置している団体をいう。
- 二十三 「事業着手」 第4条第1項に規定する補助対象事業について、第6条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）又は第5条の2第2項の規定による承認の決定を受けた者（以下「全体設計承認決定者」という。）が、施工業者等との委託又は請負契約を締結することをいう。
- 二十四 「道路」 原則として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路及び不特定多数の者が通行する通路等をいう。
- 二十五 「一団の土地」 土地利用上、一体の土地として利用することが可能なひとまとまりの土地をいう。
- 二十六 「擁壁」 土砂の崩壊を防止するために、コンクリート造、鉄筋コンクリート造、石造等で造られた、切土、盛土等のがけを側面から支える構造物をいう。
- 二十七 「危険なブロック塀等」 道路に面するブロック塀等で、道路面から1m（擁壁高さを含む）以上の高さを有するブロック塀等のうち、次のいずれかに該当するものをいう。  
ア) 損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあるもの。  
イ) 現行の建築基準法施行令（昭和25年政令338号）第61条又は第62条の8で定める基準に適合しない可能性があるブロック塀等。  
ウ) 上記のほか、災害等の発生により倒壊の恐れがあり、かつ、通行人に対し危険な状態であると市長が認めたもの。
- 二十八 「関係権利者」 ブロック塀等の除却を行おうとする一団の土地の所有権及び建築

物の所有を目的とする地上権など、ブロック塀等の除却に関する承諾が必要となる権利を有する者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号の要件を満たす者とする。

- 一 市内にある住宅又は建築物の所有者等であること。
- 二 ブロック塀等の除却の場合は、市内にあるブロック塀等の所有者等であること。
- 三 ブロック塀等の除却の場合は、一団の土地に面する道路との間に設けられた危険なブロック塀等を除却する者であること。
- 四 耐震シェルター等設置の場合は、高齢者等が補助対象事業となる住宅に居住していること。
- 五 市税を滞納していないこと。
- 六 暴力団、暴力団員、並びに暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 七 この要綱に基づく補助対象事業について、国、地方公共団体等による他の補助金の交付を受けていないこと。
- 八 過去に同一の建築物等において、この要綱に基づく補助金と同じ内容の補助金の交付を受けていないこと。
- 九 国又は地方公共団体でないこと。

(補助対象事業及び補助金の額)

第4条 補助対象事業は、次の各号に該当するもののうち、市内にある住宅又は建築物等において施工業者等が行うもので、別に定める補助金交付要領の要件を満たすものとする。

- 一 木造住宅 耐震改修工事監理、耐震改修工事、耐震シェルター等設置（戸建て住宅に限る）
- 二 分譲マンション 耐震診断、耐震設計、耐震改修工事監理、耐震改修工事
- 三 賃貸マンション 耐震診断、耐震設計、耐震改修工事監理、耐震改修工事
- 四 特定建築物 耐震診断、耐震設計、耐震改修工事監理、耐震改修工事
- 五 ブロック塀等 除却工事

2 補助金の額は、別に定める補助金交付要領のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金交付申請者」という。）は、別に定める補助金交付申請書に関係書類を添えて、事業着手の前に市長に申請しなければならない。

2 全体設計承認決定者は、補助金の交付を受ける年度当初に、前項の規定に関わらず、別に定める補助金交付申請書に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

(全体設計の承認)

第5条の2 補助金交付申請者は、補助対象事業のうち第4条第1項の耐震改修工事が複数年度にわたる場合は、補助金の交付申請の前に当該事業費の総額、年度ごとの額及び事業期間等について、全体設計承認申請書を市長に提出しなければならない。なお、当該事業費の総額、年度ごとの額及び事業期間を変更する場合は、すみやかに全体設計承認変更申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは当該全体設計を承認し、補助金交付申請者に全体設計承認通知書により通知するものとする。なお、第3条の規定は当該審査において準用する。

3 市長は、前項に規定する承認をするときは、必要な条件を付することができる。

- 4 市長は第2項の審査の結果、当該全体設計を承認しないときは、全体設計不承認通知書により補助金交付申請者に通知するものとする。
- 5 補助金交付申請者が第2項の通知を受けた場合は、第6条第2項の規定は適用せず、当該通知を受けた後に事業着手できるものとする。
- 6 市長は、第11条の規定を準用し、これに該当すると認めるときは、当該全体設計承認を取り消すことができるものとする。
- 7 全体設計承認決定者が、事情により当該全体設計に係る事業を中止し、又は廃止するときは、すみやかに別に定める全体設計承認申請取下げ届を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、その旨を別に定める補助金交付決定通知書により補助金交付申請者に通知するものとする。

2 補助金交付申請者は、前項の通知を受けた後に事業着手するものとする。

3 市長は、第1項の審査により、補助金を交付することが不相当と認めたときは、補助金の不交付を決定し、その理由を付記し、別に定める補助金不交付決定通知書により補助金交付申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更)

第7条 補助金交付決定者は、補助対象事業の内容に変更が生じる場合は、軽微なものを除き、すみやかに別に定める補助金交付変更申請書に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の交付変更を決定し、その旨を別に定める補助金交付変更通知書により補助金交付決定者に通知するものとする。

3 前条第3項の規定は、前2項に規定する変更部分について準用する。

(完了実績報告)

第8条 補助金交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、別に定める完了実績報告書に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 前項の報告は、補助対象事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の完了実績報告の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、交付する補助金の額を確定し、別に定める補助金額確定通知書により補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求及び交付)

第10条 補助金交付決定者は、前条の通知を受け、補助金の交付を請求するときは、別に定める補助金交付請求書に関係書類を添えて、通知で定める期日までに、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、補助金交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助金交付決定者が、次の各号に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- 二 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- 三 第3条に規定する補助金の交付対象者に該当しないことが判明したとき。
- 四 その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、施工業者等が、暴力団、暴力団員、並びに暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したときは、補助金の交付決定を取り消すことができるものとする。

3 前2項の規定は、第9条に規定する補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

4 市長は、第1項又は第2項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、別に定める補助金交付決定取消通知書により補助金交付決定者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 補助金交付決定者は、事情により補助対象事業を中止し、又は廃止するときは、すみやかに別に定める補助金交付申請取下げ届を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前条第3項及び第4項の規定は、前2項の場合について準用する。

(事務の代行)

第13条 補助金交付申請者は、第5条、第7条、第8条に規定する申請等の手続きを、第三者に代行させることができる。この場合において、補助金交付申請者は別に定める申請等事務代行届を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 市長は、第11条及び第12条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、別に定める補助金返還命令書により、補助金の返還を命ずるものとする。

2 補助金の交付を受けた者は、前項に規定する命令を受けたときは、命令書に記載する期日までに当該補助金を返納しなければならない。

(検査等の実施)

第15条 市長は、補助金の交付に関し、必要に応じて補助対象事業の検査並びに関係機関への照会等を実施することができる。

2 市長は、前項の検査等を行った結果、補助対象事業が適切に行われていないと認める場合には、適切に行われるよう補助金交付決定者に指導するものとする。この場合において、指導に従わない場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる

3 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、第11条第4項の規定を準用し、その旨を補助金交付決定者に通知するものとする。

(書類の整理)

第16条 補助金交付決定者は、補助金の用途に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金交付決定を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 補助金の交付に関し必要な事項はこの要綱に定めるもののほか、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号）に定めるところによる。

(委任)

第18条 この要綱の施行について必要な事項は、建築都市局長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年6月5日から実施する。

(要綱の改定)

2 北九州市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱(平成18年8月23日)は、この要綱に改定する。

(経過措置)

3 北九州市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱(平成18年8月23日)に基づき行われている事業については、この要綱で定める事業であるものとみなす。

附 則(平成23年4月1日改正)

1 この改正は、平成23年4月1日から実施する。

附 則(平成23年9月6日改正)

1 この改正は、平成23年9月6日から実施する。

(要綱の改定)

2 北九州市住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱(平成23年4月1日)は、この要綱に改定する。

(経過措置)

3 北九州市住宅耐震改修工事費補助金交付要綱(平成23年4月1日)に基づき行われている事業については、この要綱で定める事業であるものとみなす。

附 則(平成24年4月1日改正)

1 この改正は、平成24年4月1日から実施する。

附 則(平成25年4月1日改正)

1 この改正は、平成25年4月1日から実施する。

附 則(平成26年4月1日改正)

1 この改正は、平成26年4月1日から実施する。

附 則(平成28年4月1日改正)

1 この改正は、平成28年4月1日から実施する。

附 則(平成30年4月13日改正)

1 この改正は、平成30年5月1日から実施する。

附 則(平成30年9月4日改正)

1 この改正は、平成30年10月1日から実施する。